

相続税計算方法の基本的な考え方



本多良美 (ほんだよしみ)
1960年東京都生まれ。獨協大学経済学部卒業。法政大学院経営学専攻 修士課程修了。筑波大学大学院 企業法学専攻 修士課程修了。相続・事業承継対策を専門分野に、エグゼクティブファイナンシャルプランナーを務める。経営士(日本経営士会会員)。株式会社アセットマネジメント代表。

PROFILE

相続税を取り巻く現状

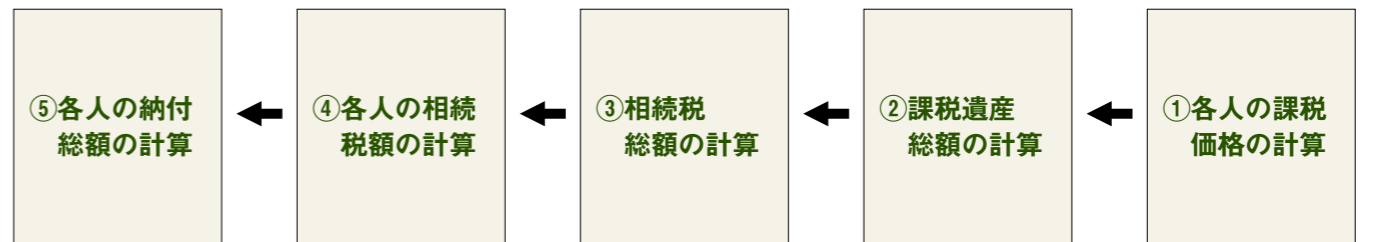
相続税は、遺産総額から非課税財産額、債務及び葬式費用の額を差し引いた「正味遺産額」が「基礎控除額」を超える場合に、その超える部分に相続税の課税対象になります。遺産総額は、亡くなられた方(被相続人)が所有していた財産の合計額で、土地、建物、株式、現金、預貯金、生命保険金等の金額(時価)を合算したものとされます。

但し、小規模宅地等の評価減を使って、例えば自宅の土地であれば一定の大きさまで2割で評価するといったことが可能となります。

また、基礎控除額は5,000万円+法定相続人の数×1,000万円となっています。例えば、相続人が奥様と子供2人という家庭の場合、8,000万円が基礎控除額となります。

このようなことから、日本で相続税の納税が必要な人は概ね4%前後といわれています。

相続税計算の大まかな流れ



相続税の計算方法

①各人の課税価格の計算

まずは、各人が取得することとなる遺産の課税価格を求めます。

〔課税価格〕Ⅱ(遺産総額の額)Ⅰ(非課税財産の額)Ⅰ(債務葬式費用の額)Ⅰ(死亡前3年以内の贈与財産の額)

〔課税遺産総額〕Ⅱ(課税価格の合計)Ⅰ(基礎控除額)

基礎控除額は、5,000万円+1,000万円×法定相続人の数となっています。

例えば、配偶者と子供2人の場合は、8,000万円となります。

③相続税総額の計算

課税遺産総額は、法定相続人が法定の分割基準通りに遺産を取得したものと仮定して算出した各人の税額を合計して求めます。これは遺産分割の方法により税額が変動し、不当な遺産分割協議を防ぐために、いったん法定の分割基準通りに取得したものと考える税額の総額を計算することを目的としたものです。

②課税遺産総額の計算

記①で求めた各人の課税価格を合計した後、基礎控除分を差し引いて課税遺産総額を算出します。

④各人の相続税額の計算

上記税額の総額を、実際に遺産を取得した割合に応じて各人が負担することになります。

⑤各人の納付総額の計算

もつとも、上記で算出した各人の税額を全額納付するわけではありません。各人に下記の個別事情がある場合には、税額にて各々下記の加算・控除を行った金額が各人の納付すべき税額となります。

〔各相続人等の税額〕Ⅰ(相続税額の2割加算額)Ⅰ(暦年課税分の贈与税控除額)Ⅰ(配偶者の税額軽減額)Ⅰ(未成年者控除額)Ⅰ(相次相続控除額)Ⅰ(外国税額控除額)Ⅱ(課税価格)

〔各相続人等の控除後の税額〕Ⅰ(相続時精算課税分の贈与税相当額)Ⅱ(各相続人等の差引税額)

小規模宅地等の評価減の特例の活用

小規模宅地等の評価減の特例とは

小規模宅地等の評価減特例とは、相続や遺贈によって土地を取得した場合に、その土

表1 小規模宅地の評価減の特例

利用状況	継続要件	小規模宅地等の区分	減額面積	減額割合
事業用宅地等	事業を継続する	特定事業用宅地等	400㎡	80%
		特定同族会社事業用宅地等	400㎡	80%
居住用宅地等	居住を継続する	特定居住用宅地等	240㎡	80%
その他の宅地(貸付用など)	貸付を継続する	貸付事業用宅地等	200㎡	50%

地の中に、被相続人が自宅として居住していたり、事業用に供していた小規模な宅地がある場合に、その土地が被相続人の生活の基盤になってきたことなどに配慮して、宅地の評価額の一定割合を減額する特例をいいます。(表1)

実践的活用

小規模宅地等の評価減の特例は、金額によらずに面積によって上限が決められています。例えば、居住用の土地であれば、金額に関係なく240㎡まで20%評価となります。仮に、田舎に自宅があつて240㎡の評価が1000万円だとすれば、その土地は20万円の評価となり、80万円評価減とすることができます。一方、都会の中心部にあつて240㎡の評価が1億円だとすれば、2,000万円の評価となり、8,000万円の評価減が可能となります。ですから、もし環境が許すのであれば、坪単価の高い土地に居住したほうが小規模宅地の評価減の特例の恩恵を多く享受することができるといえます。

また、事業用の不動産貸付地で小規模宅地等の評価減の特例を使う場合は、200㎡まで50%の評価となります。なので、坪単価の高い場所に貸付用の不動産を所有し、そこで小規模宅地等の特例を活用することも一考の価値があります。

相続税の変更に 関する方向性

平成22年10月時点での政府税制調査会の議論では、相続税については3つの点で問題提起がなされています。第一は、「あるべき基礎控除の水準」で、過去20年近く地価は下落しているにもかかわらず、相続税の基礎控除は高すぎるのではないかと見直されています。資産再分配機能を見直し、資産再分配機能が高まることにより、低下傾向にある課税割合(平成20年で全国の相続税課税対象者は4.2%)をどのように是正するか、といった点です。

第二は、「税率構造」の問題で、過去の改正において、最高税率の引下げや税率区分の削減が行われてきたことによる相続税の資産再分配機能をどのように回復させるか、といった点。

第三は、「死亡保険金・死亡退職金」問題で、死亡保険金・死亡退職金の非課税措置について、課税ベースの拡大等、制度を見直すべきではないか、といった点です。

いずれにせよ税収不足の中、相続税については、課税対象者の裾野を広げよう、また、高額資産家からの税率は上げていこうという方向性で議論が進んでいます。昨年の12月に発表された税制改正大綱^{※2}も、この流れを受けた内容となっています。

もちろん弱者の救済は必要ですが、基本的な考え方は、頑張った人が報われて、怠けた人がそれなりの結果になる社会でないか、国の将来はないのではないのでしょうか。また、税制はできるだけシンプルで、簡潔・明瞭であるべきであり、かつ、こまめな税制変更は行うべきではないと思います。税制がころころ変わることは、経済活動、そして、社会生活に悪影響を及ぼすこととなります。このことは、国際社会でのカントリリスクも大きくすることとなり、日本の評価に悪影響を及ぼします。目先の税収はもちろん重要ですが、50年、100年後の日本の繁栄を考えた策が期待されます。

※2 2010年12月16日に発表された、平成23年度税制改正大綱は、財務省ホームページでご覧いただけます。[財務省ホームページ] <http://www.mof.go.jp/jouhou/syuzei/syuzei.htm>

※1 2010年12月現在、政府税制調査会で、基礎控除の定額部分(現行5,000万円)を3,000万円に引き下げる方向の議論も含め、相続税のあり方について議論がなされています。